

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成28年10月1日

10

No. 127

今月の Q&A

税務署から送付される「相続税の申告等についてのご案内」と「相続税についてのお知らせ」の違いは？

居住用財産の特別控除にある「居住用家屋」にはどの程度住んでいないといけないの？



今月のお知らせ

新小冊子 無料進呈のご案内

相続時の不安を解消！

相続の不安を拭い去る小冊子

「相続玉手箱」

～ 相続のウソ？ホント？～

編著：京都税理士法人

- ◆ 相続が発生したら、いつまでに何をすればいい？
- ◆ 突然、相続税の申告書が送られてきたのですが？
- ◆ 相続時に家族名義の預金はどう扱われるの？
- ◆ 遺産分割の注意事項は？



B5版
47ページ

数多くの相続に携わってきたノウハウを生かして相続に関する小冊子を作成しました。この小冊子は相続の疑問にお答えする1冊となっております。

無料進呈しております。ご希望の方は下記までお気軽にお申し込み下さい。

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
受付：杉本

☎075-693-6363

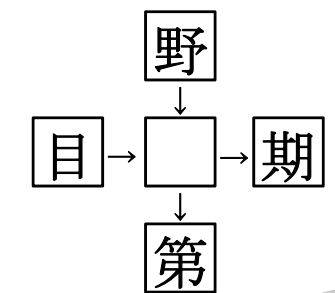
<お電話受付時間> 9:00-17:00 (土日祝除く)

今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

①野→□ ②目→□
③□→第 ④□→期 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.126 平成28年9月号) の解答は【居】でした。



◆◆◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆◆◆

Q 税務署から送付される「相続税の申告等についてのご案内」と「相続税についてのお知らせ」の違いは？

A 両方とも税務署が相続税の申告が必要と認めている方に送付されます。



亡くなられた方の情報は市役所から税務署へ通知されます。

税務署は相続税の申告が必要と認められる方に対して相続税申告書の提出期限の4か月前ぐらいを目途に「相続税の申告等についてのご案内」を送付します。これには相続税の申告書と相続税の申告要否検討表が同封されています。

相続税の申告案内は税務署のシステムにより抽出された相続人に書類が送付されており、送付の基準としては被相続人の保有見込財産などの一定の基準が設けられていると言われています。

遺産相続が基礎控除内に収まれば相続税の申告書の提出は不要となります。

しかし、税務署は相続税の申告書の提出が必要と判断しているため、申告案内が届いた場合には被相続人の財産等を記載した相続税の申告要否検討表は提出しておいたほうがよいと考えられます。

現在は「相続税の申告等についてのご案内」以外にも「相続税についてのお知らせ」が送付されることがあります。

相続税の申告書と相続税の申告要否検討表は同封されませんが、税務署が「相続税の申告が必要かも」と思っている方に送付されます。

相続税の申告期限の3か月前を目途に送付されており、相続税の課税ベース拡大に伴って、相続税の周知・広報が主な目的のようです。

どちらの書類も申告期限間近に送付されますので、相続税の申告の要否の検討は一日でも早く行うことが望ましいです。



税理士 江後慎太郎

Q 居住用財産の特別控除にある「居住用家屋」にはどの程度住んでいないといけないの？

A 居住用家屋の居住期間の長短に関係なく、当該家屋を生活拠点としていたか否かが問われます。



自宅の売却にあたり、生じた売却益から3,000万円を控除して税金の計算ができる居住用財産の3,000万円の特別控除があります。

その特別控除を受けるためには細かい要件があり、原則として売却した方の居住用家屋又は居住用家屋及びその敷地の売却であることが定められています。

ここで問題となるのが、「居住用家屋」の範囲です。

居住用家屋とは、原則として自分で住んでいた家屋であり、住んでいた期間については定めがありません。

例外的に、転勤等の事情で配偶者等と離れ、単身赴任等をしている場合であっても、当該事情が解消したときに再び当該配偶者等と再び同居すると認められるときは、居住用家屋に該当します。このような場合により、その方が居住用家屋を2以上所有することとなる場合には、その方が主として居住の用に供していると認められる家屋のみが該当します。

また、次に掲げるような家屋は、居住用家屋には該当しないとされています。

イ. 居住用財産の特別控除を受けるためのみの目的で入居したと認められる家屋、その居住の用に供するための家屋の新築期間中だけの仮住まいである家屋その他一時的な目的で入居したと認められる家屋

(注)譲渡した家屋に居住していた期間が短期間であっても、当該家屋への入居目的が一時的なものでない場合には、当該家屋は上記に掲げる家屋には該当しません。

ロ. 主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で有する家屋

ライフスタイルの変化により、単身赴任や別荘の所有等、二地域生活が増加していく可能性があります。そのような中で不動産を売却する時には、居住用家屋の範囲の思わぬ勘違いで納税額が数百万円の差にもなりかねません。

不動産の売却をお考えの際には、対象不動産が居住用家屋に該当しているか否かを検討しておく必要があります。



財産管理部 竹内 陽子